

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人 の区分	国所管、都道府県 所管の区分
公益財団法人日本医療機能評価機構	産科医療補償制度掛金	62,970,000	—	平成25年4月30日 平成25年5月27日 平成25年6月27日 平成25年7月29日 平成25年8月27日 平成25年9月27日 平成25年10月28日 平成25年11月27日 平成25年12月27日 平成26年1月31日 平成26年2月28日 平成26年3月28日	—	公財	国所管
公益財団法人日本中毒情報センター	賛助会費	100,000	100,000	平成26年3月28日	診療時における急性中毒等の情報収集を速やかに行う事ができるため。	公財	国所管
公益財団法人骨髄移植推進財団	組織適合性試験費用及びドナー検査費用	450,000	—	平成25年4月30日	—	公財	国所管
公益財団法人日本骨髄バンク	組織適合性試験費用及びドナー検査費用	1,350,000	—	平成26年2月28日 平成26年3月28日	—	公財	国所管
公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	脳死下臓器提供費用一式	5,731,200	—	平成25年5月31日 平成25年7月31日	—	公社	国所管
	会費	600,000	600,000	平成25年6月28日	移植施設である当センターが脳死者からの臓器提供(腎臓、小腸、肝臓)を受けるために不可欠であるため。		

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。